

TPPPの行方

第2回

衆議院法制局参与 雨宮 由卓

(筆者略歴)

1975 衆議院事務局採用
2008 衆議院法制主幹
2010 衆議院農林水産委員会専門員
2011 衆議院内閣委員会専門員
2013 衆議院事務局退職
現在 衆議院法制局参与

はじめに

TPPPについて会員の皆様にご紹介したのが平成25年の12月号でしたから、早1年が経とうとしています。平成26年2月下旬、シンガポールで行われていた閣僚級の交渉が実質決裂に終わったとマスコミ各社は報じていました。当の大臣はマスコミ報道の火消しに躍起でしたが、筆者も手前味噌になりますがこのことは予想しておりました。

なにせ、外交術に長けているアメリカに対し、かつて、我が国は精神論だけの軍部の圧力に屈し、物量の統計や技術の先進性等どれをとっても超大国アメリカにかなわなかったにもかかわらず、無謀にも弓を引いてしまいました。アメリカと我が国とは、ちょうど大人と12歳の少年（進駐軍最高司令官マッカーサーの発言）がけんかをするようなものでした。そもそも、アメリカという国は自国の利益になることは他国がどうなるうとも主張を譲らない傾向にあります。

前回は筆者が述べましたように、例えば、TPPP交渉12か国のうち、アメ

リカが本気で相手にしているのは我が国だけです。それはアメリカと我が国の貿易額が他の交渉参加国より突出しているからです。アメリカは我が国以外の国にいくら譲歩しても痛くもかゆくもありません。

もう一つ、我が国が重要5項目を聖域としてこだけは死守すると、国内向けにメッセージを送っていました。やはり、アメリカはこの重要5項目についても風穴を開けてきました。一方で、アメリカは大農業国ですが、オーストラリアには到底かきません。したがって、アメリカは対オーストラリアのFTA（二国間の自由貿易）では砂糖に関税をかけ、安いオーストラリア産の砂糖がアメリカ国内に入つてこないよう水際で抑えています。何か矛盾していませんか。

TPPP参加表明した当時の我が国首脳は、「TPPPという最後のバスが出てしまう。乗り遅れたら大変だ」と急かし、農業分野を切り捨てる覚悟で参加表明しましたが、案の定そうは問屋が卸してくれなかったというところでしょうか。

アメリカの事情

加えて、アメリカのお国事情があります。それはアメリカの中間選挙が今年11月4日に行われます。アメリカの統治制度は、厳格な三権分立で成り立っています。我が国がイギリスのよう

な議院内閣制（議会の多数派のトップが内閣を組織する制度）をとって、立法と行政が一体化しているのに対し、アメリカは大統領（行政権）と議会（立法権）との権限が峻別されています。

例えば、大統領がTPPのような条約を締結しようとしても、議会は条約承認権だけではなく、条約の内容を修正する権限も保持しています。このため、通常は、大統領に外交交渉のフリーハンドを与えるため、議会から貿易促進権限（TPA）が与えられます。しかしながら、未だに議会は大統領に権限を与えていません。たぶん、中間選挙後と思われる。

民主党の支持基盤は伝統的に北部労働者層（デトロイトの自動車産業）などに対して、片や共和党の支持基盤は伝統的に南部大農場などの富裕層です。したがって、中間選挙後の結果次

第では、オバマ大統領はTPPに本格的に取り組んでくるのか、それとも、いわゆるオバマ・ケア（国民皆保険の充実）に軸足を置くのか注視していく必要があると考えております。

中間選挙は、下院の全部（任期が2年のため）と上院の3分の1（任期は6年）が改選されます。したがって、オバマ大統領としても中間選挙までは大胆な決断ができないのではないのでしょうか。

なお、今年の中間選挙が過ぎると、どのような勢力分野になったとしても、オバマ大統領の任期は2年を切ります。レイムダック（次の大統領に期待をしつつ、オバマ大統領の政策が何も実現せず、ちょうど横たわって死にかけているアヒルを形容）になっただけくとも想定されます。

マイナンバーの現況

話題は逸れますが、本誌平成25年8月号のマイナンバー法の解説の中で、筆者が課題として取り上げました問題について、その後の経過を紹介させていただきます。昨今ではTPP問題が紙面を

賑わせていますが、その紙面の片隅に小さく掲載されてきました。その内容は、「マイナンバー医療や金融も―政府、有識者会議で検討」とありました。筆者は、あく、やはりなど思いました。

マイナンバーは2016年に運用が始まりますが、現在は診療情報や金融などについては認めていません。それらについて、IT総合戦略本部に有識者会議を設置し、議論を始めようとするものです。これらの分野でマイナンバーを適用するには法律の改正が必要ですので、施行は早くも2018年頃と見ておりますが、診療情報にもマイナンバーが認められずと、個人としては医療関係について利便性が数段向上すると言っても過言ではありません。

一方、政府にとっても年々増加する医療費の抑制に貢献するかと考えております。

個人・政府共にウィン・ウィンの関係

ですが、筆者が心配するのは、個人情報管理についてです。対象範囲が広がれば、その個人情報扱われる者も当然に増えていきます。診療情報は個人情報の最もセンシティブなもので、他



- ×…合意見えず
- △…米国が歩み寄るもアジアとの対立解けず
- …合意に近づく
- ◎…ほぼ合意

①	関税撤廃	×	⑪	商用関係者の移動	◎
②	知的財産権	△	⑫	電子商取引	◎
③	環境	△	⑬	貿易円滑化	◎
④	国有企業改革	△	⑭	衛生植物検疫	◎
⑤	労働	○→◎	⑮	貿易救済	◎
⑥	原産地規制	○	⑯	貿易の技術的障害	◎
⑦	政府調達	○	⑰	電気通信サービス	◎
⑧	投資	○	⑱	制度的事項	◎
⑨	越境サービス	○	⑲	紛争解決	◎
⑩	金融サービス	○→◎	⑳	技術や人材の協力	◎
			㉑	分野横断的事項	◎

出所…日経新聞（H26.2.26 付け朝刊）。それを、H26.7.13 付け朝刊で進捗状況を修正。

人に秘匿しておきたいものです。したがって、情報管理の徹底が図られなければなりません。

また、金融に対してもマイナンバー

の対象となると、一部資産家にとっての困るかもしれません。国家管理が強化されると思う方もいるかもしれません。現に、海外へ資産を逃している階

層には、税務当局が各国との情報交換や海外資産の状況について報告義務を課すなど年々厳しくなっています。

しかしながら、医療や金融の分野までマイナンバーが浸透すれば、利便性だけではなく、真に給付の手を差し伸べなければならぬ低所得者への救済が可能となり、国民に対する公平感が深まると思われます。

一方、政府は、法人番号（企業版マイナンバー）を使って、企業に対しては行政手続を簡素化する方針です。2017年1月からネット上で、登記や納税証明などを申請・取得できるようにするとしています。

小さく産んで大きく育てるとの方針どおりに事が運んでいるようです。

TPPの分野別進捗状況

さて、本題に戻しますと、TPPは21の分野で交渉されています。

上表をご覧いただくと、他の分野で交渉が進んでいるものの、関税撤廃については壁に当たっています。新聞報道で農業分野が取り上げられているのはこのためです。

したがって、会員の皆様の職種には、TPPの影響は少ないと思われます。ただし、TPP締結国内からの原材料や製品の輸入について影響があると思われると思います。期限の長短はありますが、最終的には、TPPは域内では関税をゼロにしていくからです。

我が国の経済情勢

我が国の経済が円高・デフレ基調にあったとき、国内の企業は海外に進出していき、結局、産業の空洞化を招きました。

今はアベノミクスにより円安・物価高が誘導されていますが、このところ、思わしくありません。貿易赤字は2年以上続き、拡大しています。財政赤字も膨らむ一方です。

我が国は高齢化・人口減少が進み、内需が縮んでいるのに大丈夫なのでしようか。我が国が経験した高度経済成長はもう再現できないのではないのでしょうか。こんな心配をしているのは筆者だけではないような気がします。

2012年3月期決算でパナソニックが7721億円の赤字を出しまし

た。戦後日本を引っ張ってきた最優良企業の赤字に、筆者も驚きを隠せませんでした。赤字の原因は何だったのでしょうか。

円高のため販売競争が不利だったこともあるでしょう。しかしながら、主たる原因は製品のコモディティ化の進行にありそうです。コモディティは、「商品」という意味ですが、生産される物に差別化される特性がなく（例えば、その会社しか作れない物があるとしたら、どんなに高くても人は買わざるを得ません）、物の価格が主たる判断基準とされる製品という意味です。

そう見ていきますと、例えば、エレクトロニクス事業で言いますと、我が国と比べて人件費の安い韓国のサムスンには価格競争で負けますし、そのサムスンも昨今では人件費の安い中国との競争で業績が落ちています。また、その中国もさらに人件費の安いインド等の国との価格競争に負けていくことでしょう。

TPPが締結されたら活用すべき

我が国は各国とFTAを結びつつあ

ります。TPPもFTAの一種です。現在、WTOが立ち行かない現状に鑑み、各国は積極的にFTAを結びつつあります。それは、制度上、FTAを結んだ国とそれ以外の国とで差別化を図るからです。

どういふことかと言いますと、例えば、仮に、我が国がアメリカとFTAを結んだとします。そして、鉱工業品の関税はゼロとします。自動車の価格についてアメリカの現地価格は関税の分安くなりますから、アメリカの消費者は安い日本車を買うことになりま

す。このように、実際は、韓国がアメリカとFTAを結びましたから、未だアメリカとFTAを結んでいない我が国の日本車は苦戦を強いられます。

したがって、TPP（FTAの一種）が締結されたら、面倒だと思わずに、皆様は是非活用すべきと思います。

外務省や経済産業省のサイトには、発効したFTAの協定書などのドキュメントや概説があります。また、日本商工会議所のサイトには、原産地証明を取得させるためのマニュアルがあり





ます。この原産地証明とは、輸出品がFTAに基づく原産資格を満たしていることの証明書をいいます。いわゆるMade in Japanであることを証明するものです。日本の自動車一つとってみても、全ての部品が日本製とは限りませんから、どの程度の割合であれば、日本製といえるのか難しいところです。加えて、煩雑な手続きをし

なければなりません。戻込みする企業も出てきます。そこで、政府は日豪FTAの署名を機に、原産地証明制度の簡素化の検討に取りました。当然、TPPの発効も視野に入れていると思われます。

オーストラリアとのEPA締結

2014年11月1日付けの新聞には、「日豪EPA法案を衆議院で可決」と報道されて

います。このEPAはFTAの一種です。今年の4月に日豪EPAが大筋合意され、7月には署名されました。条約が締結されると、当該条約と国内法とがバッティングしないように国内法を整備します。それ

が先ほどの新聞記事です。国会会中は参議院も可決し、国内法が整備されます。その後(たぶん来年中には)、日豪EPA条約が正式に発効されるようです。

当該条約の内容を概説しますと、日本は鉱工業品(例えば自動車)を即時関税撤廃でオーストラリアに輸出することができず。一方、オーストラリアは日本へ牛肉を段階的に低減された関税(加工用の冷凍牛肉は現行38・5%から18年目で関税19・5%まで段階的に低減)で輸出することができます。ただし、日本は、牛肉の輸入量が一定以上に増えたときは関税率を元に戻す輸入制限(セーフガード)を発動することができず。

国民の関心はTPP交渉に対するほどではなかったのかもしれませんが、日豪EPAの締結について、筆者は大いに驚きました。7年前にオーストラリアとの通商交渉が始まりましたが、当時は我が国の農業団体が猛反発し、農業大国とのFTAがまとまるとはだれ一人思わなかったと記憶しています。

なぜ、TPP交渉が進まないのか、この日豪EPAにヒントがあります。WTOの理想は多国間同士の関税撤廃にありましたが、その理想は早々と実現困難といわれています。そこで、各国は二国間のFTAやEPAに走り出したことは前述しました。

TPPもFTAの一種ですが、交渉参加国は12か国に及びます。その中で、最大公約数を見つけるのは相当困難です。

オーストラリアは世界有数の農業国です。しかしながら、コメの生産は実はほとんどしていません。このため、オーストラリアは我が国に対してコメの開放を要求しませんでした。日豪EPAではコメは関税撤廃の対象外としています。一方、我が国としても、オーストラリアの自動車の市場規模(オーストラリアの人口は約2300万人)が小さいながらも即時関税撤廃で輸出できれば、韓国車にも競り勝つことができます。我が国とオーストラリアとが互いにワイン・ワインの関係にあったと思われれます。

おわりに

我が国は、日米同盟の庇護の下、経済発展を遂げてきました。アメリカの力が相対的に落ちてきたと言われますが、東アジア情勢を考えると、まだまだ、アメリカに助けをもらわなければなりません。

最終的には、我が国はアメリカに譲歩し、TPPは妥結すると筆者は見ています。

争点のコメの扱いですが、現行関税を維持して、その代わり、米国産の関税ゼロ輸入枠を拡充や新設するのか、それとも、コメの関税を下げるかになるかと思われれます。他の農産品項目では、関税の下げ幅と輸入制限措置要件の組み合わせが焦点になりそうです。

この背景には、農業分野の衰退があります。

農業従事者の高齢化や離農が目立ってきました。国政選挙でも農業関係の集票力が低下しています。したがって、現政権は、今後農業を見限ることもあり得ます。

この1年の農業分野をウォッチして見ますと、減反制度の廃止や農業委員

会のあり方にもメスを入れようとしています。これらの方向転換はTPP締結後の農業分野の壊滅を防ぐための布石のように思われます。

たとえば、TPPが締結されようとも、我が国は、世界食料危機、食料安全保障、国土保全等のため農業分野を保護しなければなりません。

コメ農家は安い輸入米に押され、また農業所得は下がることはあれ、上がることは見込めませんから、そこで考えられるのは、政府による農家への直接所得保障が復活されるように見えます。 ■

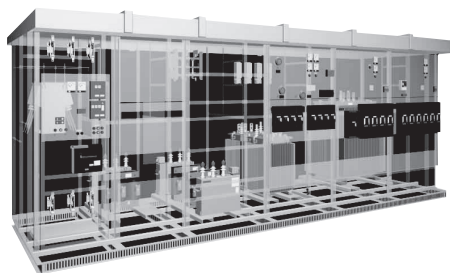


キュービカル

信頼と安全・安心をお届けします。

専門メーカーの **日本電機産業** へお任せ下さい!

大きなものから
小さなものまで



規格最大容量の **4000 kVA** まで形式認定を取得!

省エネ・キュービカルのことならどんなことでもご相談ください!

都会の24時間を守る **キュービカル**
日本電機産業株式会社

URL <http://www.nihondenkisangyo.jp/>

■ 西日本営業部 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1-3 (大阪駅前第3ビル10F-2)

TEL 06(6341)5331 FAX 06(6341)5334

TEL 06(6346)5331 FAX 06(6341)5337

■ 東日本営業部 〒108-0014 東京都港区芝4丁目6-13

TEL 03(3455)5331 FAX 03(3455)5305